

総務省行政相談センター

まくみみ山梨

令和元年台風19号 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

台風19号で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

山梨行政監視行政相談センターでは、今回の災害に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

また、支援措置を講じている関係機関等と協力して被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しておりますので、お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 電話による相談受付：平日 8：30～17：15

上記時間帯以外は留守番電話対応となります

行政相談専用ダイヤル 0570-090110

(055-252-1100)

- インターネットによる相談受付

URL：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- FAXによる相談受付 055-251-9223

まくみみ山梨



総務省行政相談センター

総務省 山梨行政監視行政相談センター

〒400-0031

甲府市丸の内1-1-18 甲府地方合同庁舎9階

電話：055-252-1496

FAX：055-251-9223

ご注意

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和元年10月21日時点の情報で作成しております。各機関等で支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、山梨行政監視行政相談センターホームページ(下記URL参照)の「【特設情報】〈台風19号に関する生活支援の情報〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto/yamanashi.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置があります。今回の台風19号においては、山梨県内の次の市町村が適用を受けています。

＜峡北＞ 韮崎市、北杜市

＜峡中＞ 南アルプス市

＜峡南＞ 市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町

＜峡東＞ 山梨市、笛吹市、甲州市

＜富士・東部＞ 富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

【特定非常災害の指定】

令和元年台風19号が特定非常災害に指定されました。この指定により、次の措置が講じられます。(詳細は、所管の窓口にお尋ねください。)

- ① 運転免許のような許認可等について存続期間(有効期間)が最長で令和2年3月31日(火)まで延長
 - ・ 令和元年10月10日以後に満了する許認可等が対象です。
 - ・ 対象となる許認可、対象地域、延長後の満了日は今後、各府省の告示で定められ、下記の総務省特設ページ等でお知らせします。
- ② 事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限が設定(令和2年1月31日(金)までに履行すれば、処分や刑罰を受けません。)
- ③ 法人に係る破産手続開始の決定の留保(条件付で令和3年10月9日(土)まで、裁判所による破産手続開始の決定はされません。)
- ④ 相続放棄等の熟慮期間の満了日が令和2年5月29日(金)まで延長
- ⑤ 令和4年9月30日まで、台風19号被害に起因する民事調停の申立手数料の免除

総務省特設ページ

http://www.soumu.go.jp/r01_taufudai19gokanrenjoho/hisai.html



**住まいや身の回りのこと**

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 被災者のための住宅提供 (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理等 (P. 5)
- 4 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 6)

**お金のこと**

- 5 災害援護資金の貸付 (P. 7)
- 6 生活福祉資金の貸付 (P. 7)
- 7 住宅の建設、補修等の融資 (P. 8)
- 8 住宅ローンの返済 (P. 8)
- 9 雇用保険失業給付の支給等 (P. 9)

**役所の手続きのこと**

- 10 国税の特別措置 (P. 10)
- 11 市町村税の特別措置 (P. 10)
- 12 公共料金の減免措置 (P. 11)
- 13 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 12)
- 14 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 13)
- 15 運転免許証を紛失した場合 (P. 13)
- 16 自動車検査証の有効期限の延長 (P. 14)

**民間の手続きのこと**

- 17 損害保険 (P. 15)
- 18 生命保険の契約内容 (P. 15)
- 19 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 16)
- 20 法律相談等の窓口 (P. 17)
- 21 消費生活相談窓口 (P. 19)

**医療・健康のこと**

- 22 医療機関の受診、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用 (P. 20)

**教育のこと**

- 23 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 (P. 21)

**事業者の方へ**

- 24 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 22)
- 25 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 (P. 23)



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が災害の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 「り災証明書」の交付申請の際には、申請書の他に、被害の状況がわかる写真が必要となります。また、手数料が必要となる場合があります。
- ◆ 各市町村の「り災証明書」の窓口は、現在のところ以下のとおりです。未掲載の市町村については、市町村の「り災証明書」交付申請の受付体制が公表され次第、順次追記いたします。お急ぎの場合は、市役所・町村役場の代表番号にお問い合わせください。
- ◆ 店舗、事業所、工場、農地等の事業関係については、市町村によって担当が異なることがありますのでご注意ください。

< 峡北 >

韮崎市：税務収納課 資産税担当（0551-22-1111（内線：156、157、158））
北杜市：税務課（0551-42-1313）

< 峡中 >

南アルプス市：税務課 資産税担当（055-282-6093）

< 峡南 >

市川三郷町：税務課 資産税係（055-272-1104）
富士川町：税務課 資産税担当（0556-22-7205）
早川町：総務課（0556-45-2511）
身延町：町民課（0556-42-4804）
南部町：税務課（0556-66-3404）

< 峡東 >

山梨市：税務課 固定資産税担当（0553-22-1111（内線：1127、1128））
笛吹市：税務課 資産税担当（055-261-2025）
甲州市：税務課 資産税担当（0553-32-2111（内線：1423、1422））



< 富士・東部 >

- 富士吉田市 : 市民課 (0555-22-1111 (内線 : 141))
- 都留市 : 税務課 資産税担当 (0554-43-1111 (内線 : 123、124))
- 大月市 : 税務課 資産税担当 (0554-23-8017)
- 上野原市 : 税務課 資産税担当 (0554-62-3113)
- 道志村 : 総務課 税務グループ (0554-52-2111 (代表))
- 鳴沢村 : 税務課 (0555-85-3080)
- 富士河口湖町 : 住民課 (0555-72-1114)
- 小菅村 : 総務課 防災担当 (0428-87-0111 (代表))
- 丹波山村 : 総務課 (0428-88-02111(代表))

2 被災者のための住宅提供

【公営住宅の提供】

- ◆ 住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

・ 山梨県住宅対策室 : 0 5 5 - 2 2 3 - 1 7 3 2

3 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の修理についても対象となる場合があります。
- ◆ 一世帯当たり59万5千円（一部損壊（準半壊）の場合は30万円）が限度額です。（注 令和元年10月23日付けの内閣府告示の改正により、一部損壊（準半壊）の場合も支援対象となりました。）



住まいや身の回りのこと

- ◆ 以下の全ての要件を満たす方（世帯）が対象になります。
 - ① 台風により「半壊」の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない方又は「大規模半壊」の住家被害を受けた方
「全壊」の住家は、修理を行えない程度の大きな被害を受けた住家であるため、応急修理の対象外とされていますが、全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。
 - ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
 - ③ 応急住宅（仮設住宅）を利用しないこと
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

4 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、相談やお困りごと、不安に感じていることの相談窓口として、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、0570-016-100（IP電話からの場合は、03-3556-5147）
（平日10時から17時まで対応）にお問い合わせください。

〈注意！〉 点検商法、便乗商法等のトラブルにご注意ください！

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向があるのでご注意ください。

不審な勧誘や電話を受けた場合、「火災保険の申請を代理します」「公的機関として被害を調べています」といったセールストークから屋根のリフォームを勧められた場合など、ご心配なことがある場合には、下記の番号までご相談ください。

- ・消費者ホットライン：188（市外局番なしの3桁番号）
- ・住まいるダイヤル：ナビダイヤル0570-016-100



5 災害援護資金の貸付

- ◆ 災害により住居や家財に被害を受けた場合に被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(3年)を含め10年です。据置期間中は無利子ですが、据置期間経過後の利率は年3%です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

6 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき一回限り10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：2か月以内)終了後、12か月以内とされています。また、無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



お金のこと

7 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

- ・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353
(通話料無料、受付時間：9時～17時)

- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

8 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナビダイヤル0570-017-109 または03-5252-3772、受付時間 9時～17時)。



9 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、緊急雇用対策等の措置が実施されています。（直接的な被害だけではなく台風に伴う「経済上の理由」による休業等を含みます。）
- ◆ 災害により災害救助法の適用地域内（東京都、神奈川県、長野県等13都県315自治体）の事業所が休止・廃止し、賃金を受けることができない方については、離職していなくても失業給付を受給できます（一定の要件があります）。
- ◆ 雇用保険の基本手当を受給中、台風第19号による災害に係る被害により所定の認定日にハローワークに来所できない場合は、認定日の変更が可能です。事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要です。
- ◆ 災害に係る被害により住所を管轄するハローワークに行けない場合は、他のハローワークでも手続きが可能ですので、来所可能なハローワークにお越しください。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

【公共職業安定所（ハローワーク）】

所名	Tel	管轄区域
甲府	055-232-6060	甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、昭和町
富士吉田	0555-23-8609	富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村
(大月)	0554-22-8609	大月市、上野原市、小菅村、丹波山村
(都留)	0554-43-5141	都留市、道志村、西桂町
塩山	0553-33-8609	山梨市、甲州市
韮崎	0551-22-1331	韮崎市、北杜市
鵜沢	0556-22-8689	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町

()は出張所



役所の手続きのこと

10 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
甲府税務署	055-254-6105	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町
山梨税務署	0553-22-1411	山梨市、笛吹市、甲州市
大月税務署	0554-22-3151	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、小菅村、丹波山村
鵜沢税務署	0556-22-3191	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町

11 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。



1 2 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

- ◆ N H K では、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2 か月間、受信料が免除になります。
詳しくは N H K（0 5 7 0 - 0 7 7 - 0 7 7 9:00~20:00 ご利用にならない場合 0 5 0 - 3 7 8 6 - 5 0 0 3（有料））にお問い合わせください。



1 3 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構（0570-05-1165）にお問い合わせください。
- ◆ 市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日8時30分から17時15分]にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域
甲府年金事務所	055-252-1431	甲府市、山梨市、甲州市、笛吹市
竜王年金事務所	055-278-1100	韮崎市、南アルプス市、甲斐市、中央市、北杜市、昭和町、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町
大月年金事務所	0554-22-3811	富士吉田市、大月市、都留市、上野原市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、西桂町、道志村、小菅村、丹波山村



1 4 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局、支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
甲府地方 法務局	055-252-7234	甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、南アルプス市、笛吹市、山梨市、甲州市
鵜沢支局	0556-22-0148	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町
大月支局	0554-22-0799	大月市、都留市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村
韮崎出張所	0551-22-0370	韮崎市、北杜市
吉田出張所	0555-22-0025	富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、西桂町

1 5 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合の再交付や自動車保管場所証明申請等の手数料が免除されることがあります。
- ◆ 災害救助法の適用市区町村にお住まいの方で、災害により免許の更新をすることができない場合、災害発生日（令和元年10月10日）以後、有効期間が到来する運転免許証については、令和2年3月31日まで有効期間が延長されます。
- ◆ 詳しくは、山梨県総合交通センター（055-285-0533）にお問い合わせください。



1 6 自動車検査証の有効期間の延長

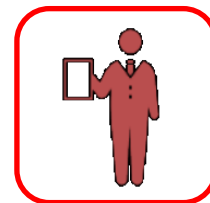
- ◆ 運輸局では、台風19号で被災した災害救助法の適用市町村に使用の本拠を有する車両で、を対象に、10月15日～28日に期限を迎える自動車検査証（車検証）の有効期限を10月29日に延ばします。

詳しくは、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 山梨運輸支局：055-261-0882
- ・ 関東運輸局自動車技術安全部整備課（保安基準適合証関係）
045-211-7254
- ・ 関東運輸局自動車技術安全部技術課（限定検査証関係）
045-211-7255

なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再延長及び対象車両の追加を検討してまいります。

- ◆ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）
継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが10月29日を限度として猶予されます。
詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。



1 7 損害保険

◆ 各種損害保険（火災保険、自動車保険の車両保険および傷害保険など）では自然災害を補償するものがあります。災害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・そんぽADRセンター（受付時間 9：15～17：00）
ナビダイヤル 0570-022-808
（IP電話からは092-235-1761）

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害損保契約照会センター（受付時間 9：15～17：00）
フリーダイヤル 0120-501331

◆ 災害救助法適用市町村で被災された場合、火災保険、自動車保険、傷害保険自賠責保険などの各種損害保険の払い込みが最長6か月後の末日（2020年4月末日）まで猶予されます。詳細は加入している保険会社にお問い合わせください。

1 8 生命保険の契約内容

◆ 家屋等の流失、焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-001-731
- ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950

◆ 災害救助法適用市町村で被災された場合、保険料の払い込みが最大6か月猶予されます。詳細は加入している生命保険会社にお問い合わせください。



民間の手続きのこと

19 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420

- ◆ 金融サービス利用者相談室では、被災者の皆様からの各種金融機関の窓口に関するお問い合わせ、金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるための無料相談を開始いたしました。

名 称：令和元年台風第15号及び第19号金融庁相談ダイヤル

電 話：0120-156811 10時～17時まで対応

（IP電話からは、03-5251-6813）

F A X：03-3506-6699

メール：saigai@fsa.go.jp

文書受付：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1

中央合同庁舎第7号館 金融庁 金融サービス利用者相談

※ F A X、メール、文書で受け付けた場合には、相談室より、原則平日10時～17時の間に架電いたします。



20 法律相談等の窓口

◆ 法テラスでは、令和元年10月18日から2年10月9日まで、民事に関する法律問題全般について無料で相談できます。（災害に関係のない借金や相続、離婚の問題なども対象になります。）

・対象者：災害救助法が適用された市町村に、令和元年10月10日に自宅や営業所などがあった方（法人を除く）であれば、資力の有無は問いません。

・被災者専用フリーダイヤル：0120-078309

・法テラス山梨：0570-078326

※ 刑事事件は対象外です。同一問題でのご利用は3回までとなります。

◆ 山梨県弁護士会では、10月10日時点で県内にお住まいで、被災された方（個人・法人・被災の程度は問いません。）の台風19号に関連する法律相談を無料にて受けています。

※ 県弁護士会では、法テラスの対象とならない方や法人を対象としています。まずは、上記、法テラスにご確認ください。

○期間：2019年10月21日～当面の間

○予約制（相談時間30分、希望の時間はご指定いただけません。）

○予約方法

1 山梨県弁護士会（055-235-7202）または、日本司法支援センター山梨地方事務所（050-3383-5411）にお電話ください。

2 電話に出た者に、以下の2点をお伝えください。

① 台風19号による被災者であり、関連する相談をしたいこと。

② お住まいの住所（10月10日時点の市町村）

○相談場所、開催曜日、時間帯（当日受付終了時間）

1	甲府会場	山梨県弁護士会館	（甲府市中央1-8-7）
	火・木	10：00～12：00	（受付終了11：30）
	月～金	13：00～16：00	（受付終了14：30）
	木のみ	18：00～20：00	（受付終了16：00）
2	大月会場	大月商工会館	（大月市御太刀1-14-24）
	水のみ	13：00～16：00	（受付終了11：00）
3	富士吉田会場	富士吉田商工会議所	（富士吉田市下吉田7-27-29）
	月、火、木、金	13：00～16：00	（受付終了11：00）

○ 法テラスと県弁護士会の違い

	法テラス	県弁護士会
対象者	災害救助法が適用された市町村に、令和元年10月10日に自宅や営業所などがあった方	県内全体
法人の扱い	法人は対象外	法人を含む
相談内容	民事に関する法律全般 (台風被害に関連しない相談も相談できます。)	台風被害に関連した法律相談 (損害賠償、債務不履行等)

※ 県弁護士会では、法テラスの対象とならない方や法人を対象としています。まずは、法テラスにご確認ください。



2 1 消費生活相談窓口

◆ 国民生活センターでは、被災地域および被災者の方を対象として、「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を開設し14都県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）からつながるフリーダイヤル（通話料無料）で、台風に関連した消費生活に関する相談を受け付けています。

○ フリーダイヤル：0120-486-188

※ 050 から始まる IP 電話からはつながりません。

※ 14都県以外からは、フリーダイヤルにはつながりません。

○ 10時～16時（土曜日曜祝日含む）

※ 2019年11月16日（土曜）は、建物点検日のため、休み

○ 相談事例

- ・ アパートが水浸しになり住めない状態だが、このまま家賃を支払う必要があるか。
- ・ 市役所を名乗り、義援金を集めると訪問してきた者がいる。信用できるか。
- ・ 壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われた。信用してよいか。



医療・健康のこと

2 2 医療機関の受診、介護保険サービスの利用

- ◆ 被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示できない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所、勤務先等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

- ・ 関東厚生局 医療課：048-740-0815
- ・ 山梨県 福祉保健部 国保援護課：055-223-1466
- ・ 山梨県後期高齢者医療広域連合：055-236-5671
- ・ 全国健康保険協会 山梨支部：055-220-7750
- ・ 各医療機関

- ◆ 災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

○ 対象となる保険

大月市の国保・介護保険、山梨県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会（上記以外に、一部の健保組合、国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）



2 3 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、 JASSO支援金の受付

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、奨学金返還者からの減額返還、返還期限猶予の申請を受け付けています。緊急採用奨学金については、現在在学している学校を通じてお申し込みください。

また、奨学金返還に関する相談は、奨学金相談センター（ナビダイヤル0570-666-301、IP電話からは03-6743-6100）にお問い合わせください。

- ◆ 学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対して、JASSO支援金の申請受付をしています。JASSO支援金制度の概要については、独立行政法人日本学生支援機構政策企画部広報課JASSO支援金担当（03-6743-6011）にお問い合わせください。



事業者の方へ

2 4 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【日本政策金融公庫】

- ・ 甲府支店国民生活事業 055-224-5361
- ・ 甲府支店中小企業事業 055-228-5790

【山梨県信用保証協会】 0120-970-260

【商工組合中央金庫】 甲府支店 055-233-1161

【商工会議所】

- ・ 甲府 055-233-2241
- ・ 富士吉田 0555-24-7111

【山梨県商工会連合会】 055-235-2115

【山梨県中小企業団体中央会】 055-237-3215

富士・東部事務所 055-522-2166

【独立行政法人中小企業基盤整備機構】 関東本部 03-5470-1620

【関東経済産業局 産業部 中小企業課】 048-600-0321

【中小企業庁】 山梨県よろず支援拠点 055-243-0650

【山梨県 産業労働部 商業振興金融課】

中小企業金融相談窓口 055-223-1554

相談時間 9:00~16:00 水、木、金（月、火は金融担当職員が対応）



25 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

- 日本政策金融公庫

甲府支店(農林水産事業) 055-228-2182

本店 農林水産事業本部 0120-926478

- 農林中央金庫 甲府営業所 055-221-0210